鹿児島県との友好の証プロジェクト実行委員会規約(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、鹿児島県との友好の証プロジェクト実行委員会(以下「実行委員会」 という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、鹿児島県へ鶴丸城の御楼門を復元するための岐阜県産木材を提供 することを通じて鹿児島県への友好の証を示し、もって、岐阜県と鹿児島県の絆を深め ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 鶴丸城御楼門復元のための岐阜県産木材の提供に関すること。
 - (2) 前項に関連する行事等の実施に関すること。
 - (3) その他、実行委員会の目的達成のために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる者により構成する。

(役員)

- 第5条 実行委員会に、次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は岐阜県知事をもって充てる。
- 3 副会長は海津市長をもって充てる。
- 4 監事は大垣市副市長、岐阜県出納管理課長をもって充てる。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の 執行状況について随時に監査することができる。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は、第16条の規定により実行委員会が解散するまでとする。 ただし、委員等が就任時における所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その委員等 は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会議

(総会)

- 第8条 実行委員会の総会は会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。 (権能)
- 第9条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 実行委員会の規約に関する事項
- (2) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 実行委員会の予算及び決算に関する事項
- (4) 実行委員会の解散に関する事項
- (5) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

(議決)

- **第10条** 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、総会に出席できない 委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任するか、または書面 で議決に参加することができる。
- 2 総会の議決は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 専決処分

(専決)

- **第11条** 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項に ついて専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第12条 実行委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計)

- 第13条 実行委員会の会計は、実行委員会の設立の日から始まり、実行委員会の解散を もって終了する。
- 2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 その他実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算)

- 第14条 実行委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、総会に提案する。 (決算)
- 第15条 会長は、決算を協議する総会において、事業報告書及び決算見込資料を、監事の監査意見を添えて提出しなければならない。

第6章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成され、総会の議決を経た後、清算 事務が完了したときをもって解散する。

(残余財産)

第17条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会で協議のうえ別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

- 第18条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を岐阜県広報課内に置く。
- 2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 補則

(一部権利の委任)

第19条 本実行委員会から岐阜県への負担金請求に係る行為の一切を副会長に委任する。

(解散後における事務の処理)

第20条 実行委員会の解散の後、鹿児島県との友好の証プロジェクト実行委員会に関する問い合わせその他の事務については、 岐阜県広報課において処理する。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年12月7日から施行する。
- 2 実行委員会設立の当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、実行委員会 設立の日から平成28年3月31日までとする。

役 職

【会長】岐阜県知事

【副会長】海津市長

【委員】

- 岐阜市長
- 大垣市長
- 各務原市長
- 羽島市長
- ・瑞穂市長
- · 本巢市長
- ・岐南町長
- 笠松町長
- 安八町長
- 神戸町長
- 輪之内町長
- 養老町長
- 垂井町長
- ・ 関ヶ原町長
- 揖斐川町長
- 大野町長
- 池田町長
- 北方町長
- 岐阜県市長会長
- 岐阜県町村会長
- · 岐阜県薩摩義士顕彰会長

【監事】大垣市副市長 岐阜県出納管理課長